

## Ⅱ 平成２２年度に講じた主な連携施策



## 平成22年度に講じた連携施策一覧

### 防犯

#### ○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

また、平成23年3月、より有益な情報提供を行うため、目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施。

【平成22年度末時点】掲載品目総数：計17種類3,162品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

#### ○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

#### ○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

### 環境

#### ○住宅エコポイント制度

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。

【平成23年3月末時点】

＜実施状況＞住宅エコポイントの申請：619,447戸

住宅エコポイントの発行：573,773戸（92,154,822,000ポイント）

＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

#### ○「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催

住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向性を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、義務化の対象、時期及び支援策等についての方向性（骨子案）及び工程表（案）を公表。

＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

#### ○エネルギーの使用の合理化に関する法律

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、一定の中小規模の住宅・建築物に係る省エネ措置の届出義務化、大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化等を実施（平成20年5月30日公布、平成21年4月1日（一部平成22年4月1日）施行）。

＜経済産業省、国土交通省＞

### ○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成22年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）

<環境省、国土交通省>

### ○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けて、産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動として全国5箇所で行う「木のまち・木のいえフォーラム」を開催し、住宅・木材関連産業、地方公共団体、設計者等の参加を得て、木造住宅・建築物の普及に努めるとともに、HP等で全国の木材・木造等に関する情報の発信等を実施。

<農林水産省、国土交通省>

## 防災

### ○海岸保全施設整備事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を行う。

<農林水産省、国土交通省>

## まちづくり

### ○人優先の安全・安心な歩行空間の整備

人優先の安全・安心な歩行空間として、あんしん歩行エリアを平成20年度に582地区指定し、対象地区において信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。

<警察庁、国土交通省>

## 高齢者・障害者等

### ○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。

【平成21年度末】公営住宅の活用戶数：772戸

<厚生労働省、国土交通省>

### ○あんしん賃貸支援事業

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。

【平成22年度】事業実施自治体数：37団体

<厚生労働省、国土交通省>

(関連HP) [http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about\\_anshin.html](http://www.anshin-chintai.jp/anshin/about_anshin.html)

### ○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施。離職退去者の居住の安定確保に向け、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲内で、公営住宅等の空き家を活用し離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保。

【平成23年2月28日時点】公的賃貸住宅入居決定戸数3,645戸（累計）

<厚生労働省、国土交通省>

### ○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成22年度】累積管理開始戸数：855団地（23,144戸）（岩手県、宮城県、福島県を除く。）

<厚生労働省、国土交通省>

（関連HP）[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

### ○安心住空間創出プロジェクト

高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備し、良好な居住環境の整備を推進。

<厚生労働省、国土交通省>

## 全般

### ○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

### ○建材・住宅設備産業取引ガイドライン

平成20年3月に策定した「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」について、具体的な問題事例、ベストプラクティスを追加する等の改正を行い、公表した（平成22年6月）。

<経済産業省、公正取引委員会、国土交通省>

（関連HP）<http://www.meti.go.jp/press/20100630004/20100630004.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/100630ShitaukeGuidelineDecision.htm>

### ○消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進

【平成22年度】<住宅性能評価戸数>

（新築住宅）設計評価：193,581戸、建設評価154,511戸

（既存住宅）363戸

<消費者庁、国土交通省>

防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

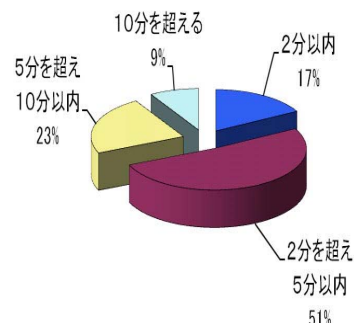
- H14. 11：「防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置  
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等  
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H22. 3：17種類・3,988品目
- H23. 3：H23. 3：17種類・3,162品目、目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

	種 類	掲 載 数		
		H16.4.1	H23.3.30	
1	ドア（A種）	389	498	
2	ドア（B種）	511	670	
3	ガラスドア	低層住宅用	37	89
		ビル用	51	56
4	上げ下げ内蔵 ドア	低層住宅用	30	63
		ビル用	5	11
5	引戸	19	74	
6	ガラス引戸（自動を含む）	—	55	
7	錠	錠	69	125
		電気錠	—	18
		1ドア2ロックセット	9	15
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	36
8	サッシ	引き形式（低層住宅用）	140	287
		引き形式（ビル用）	198	154
		開き形式（低層住宅用）	135	191
		開き形式（ビル用）	211	81
		折りたたみ形式（低層住宅用）	—	33
		折りたたみ形式（ビル用）	—	11
	上げ下げ形式	69	88	
9	ガラス	51	128	
10	ウィンドウフィルム	20	25	
11	雨戸	雨戸	11	15
		2分仕様	9	—
12	面格子	67	167	
13	窓シャッター	窓シャッター	56	83
		2分仕様	33	—
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	59	
16	オーバーヘッドドア	—	9	
17	シャッター用スイッチボックス	40	45	
計		2,281	3,162	



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)  
防犯性能の高い建物物品の  
開発・普及  
<http://www.cp-bohan.jp/>

## 住宅エコポイント制度

### 1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築（平成21年12月8日～平成23年7月31日に建築着工したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

※これに併せて、太陽熱利用システムの設置を行う場合は、その分のポイントを加算

②エコリフォーム（平成22年1月1日～平成23年7月31日に工事着手したもので平成22年1月28日以降に工事が完了したもの）

- ・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換）
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）、住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）の設置を行う場合は、その分のポイントを加算

注）住宅設備の申請は、エコ住宅の新築では建築着工が、エコリフォームでは工事着手が、平成23年1月1日以降の工事のみ対象。

#### (2) 発行ポイント数

①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント

（太陽熱利用システムを設置した場合は、320,000ポイント）

②エコリフォーム：（1戸あたり300,000ポイントを限度とする。）

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
	ガラス交換	大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	屋根・天井	床	
	100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント	
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とします)	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張	
	5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント	
住宅設備の設置	太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽	
	20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント	

#### (3) ポイントの交換対象

- ・省エネ・環境配慮商品等、地域産品、商品券・プリペイドカード、環境寄附
- ・エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事 等

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

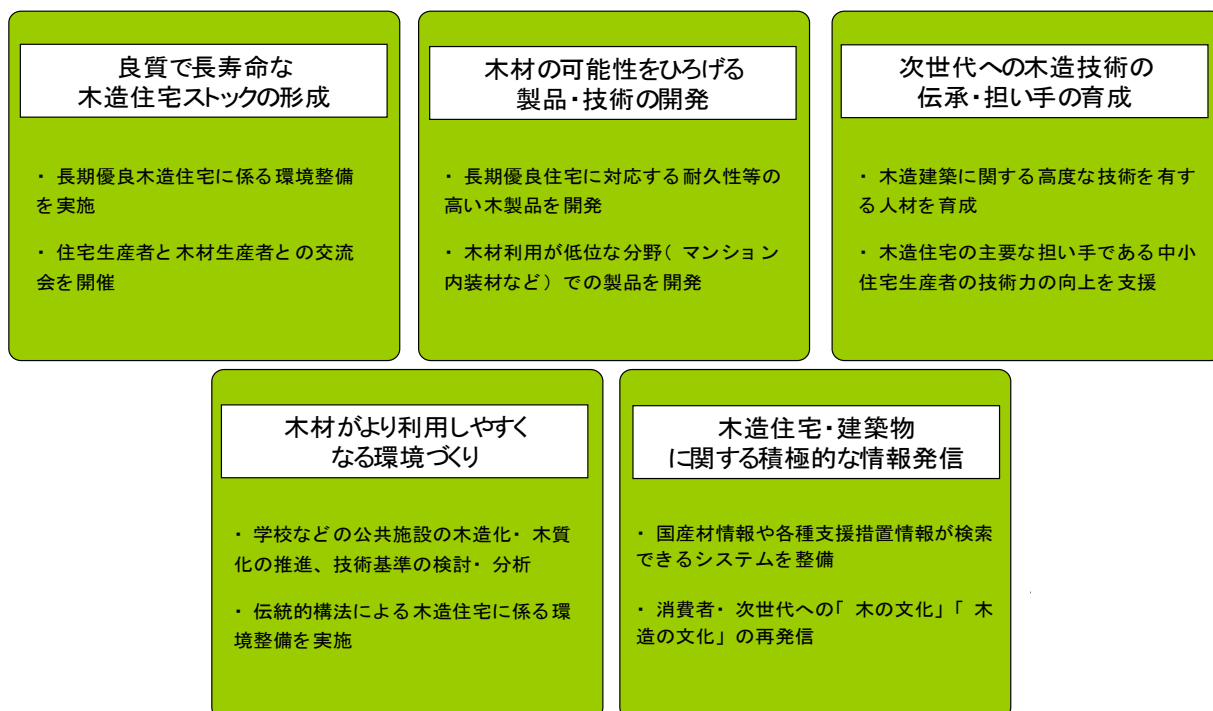
2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。

【リレーフォーラム開催実績】

平成22年	5月8日	第7回木のまち・木のいえリレーフォーラムin浦安
	9月18日	第8回木のまち・木のいえリレーフォーラムin広島
	11月18日	第9回木のまち・木のいえリレーフォーラムin山形
	12月8日	第10回木のまち・木のいえリレーフォーラムinおおさか
平成23年	1月21日	第11回木のまち・木のいえリレーフォーラムin高知

フォーラムによる 木材利用の促進  
木造住宅・建築の普及 のための5つのアクション





津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充

1. 目的

近年、各地で大規模地震に伴う津波の発生が切迫していることに加え、地球温暖化に伴う気候変動による台風の激化等により、浸水リスクの増大が懸念されている。

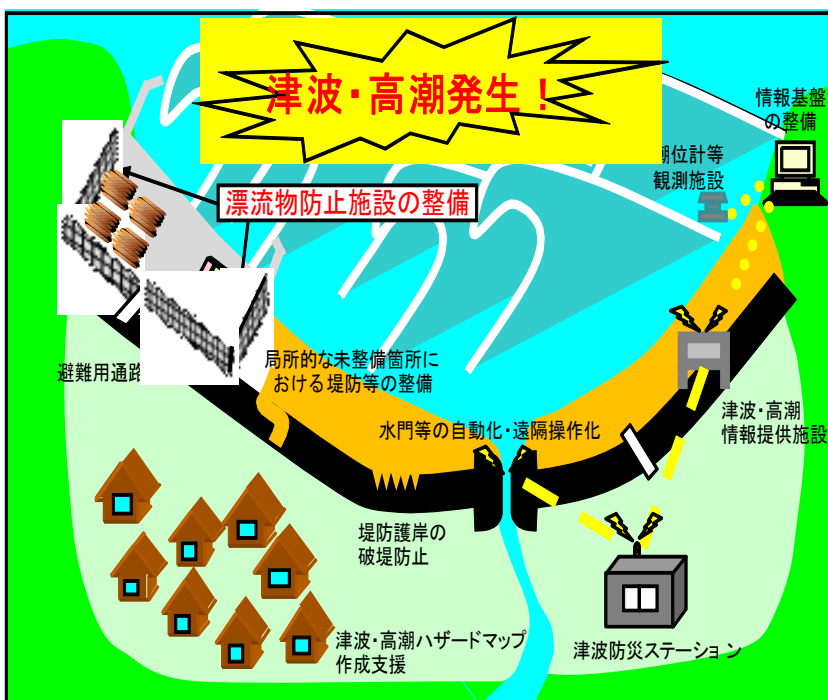
一方、過去には津波や高潮により漂流物が陸上に押し寄せ、甚大な被害が発生している。平成21年度には台風18号に伴う高潮により、コンテナが陸上を漂流し、被害が発生している。このため、漂流物防止施設の整備を追加し、津波・高潮発生時において、堤防・護岸等海岸保全施設と一体となって背後地の防護を目的とする。

2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、以下の対策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置
- ⑧ 漂流物防止施設の整備

※下線部について拡充



高潮発生時に木材が漂流 (S34)



高潮発生時にコンテナが漂流 (H21)

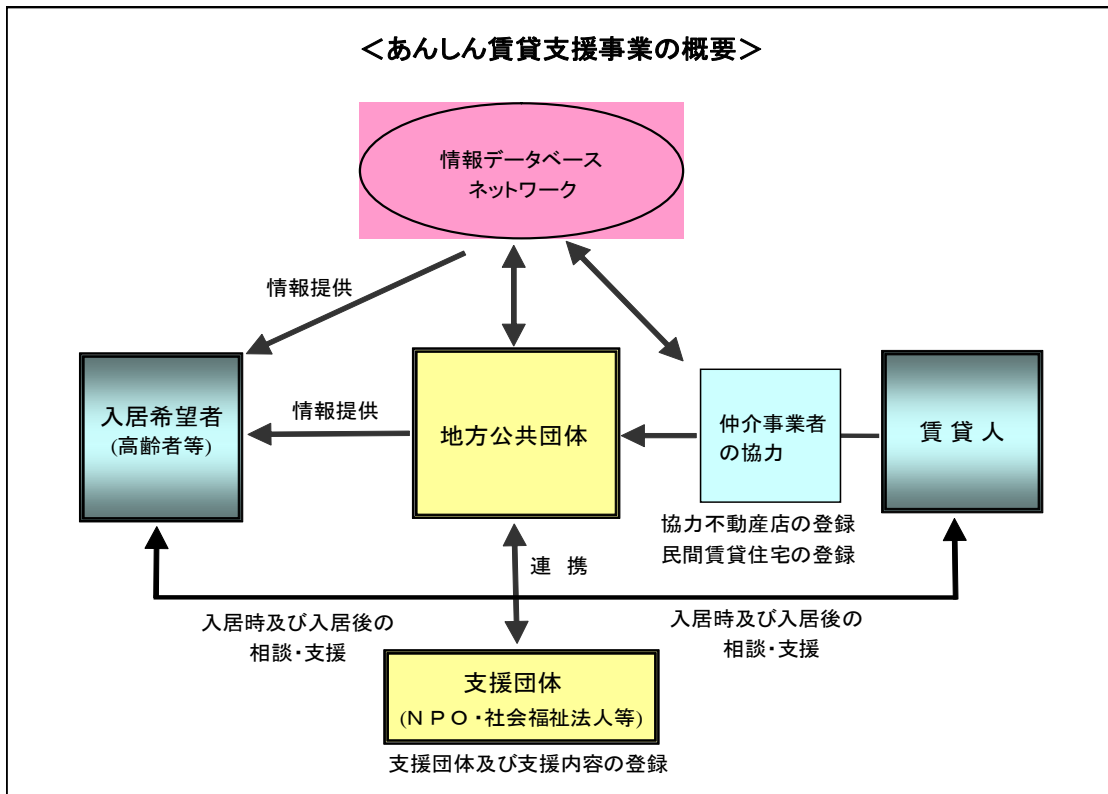
あんしん賃貸支援事業

1. 目的

民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図る。

2. 施策概要 等

地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行うことにより、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。



離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成23年2月28日（月）

離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況について

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,349	4,481	99	197	301	2,271
入居決定戸数	3,645	2,905	88	79	164	409
入居決定人数	5,934	4,720	125	147	355	587

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計。

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

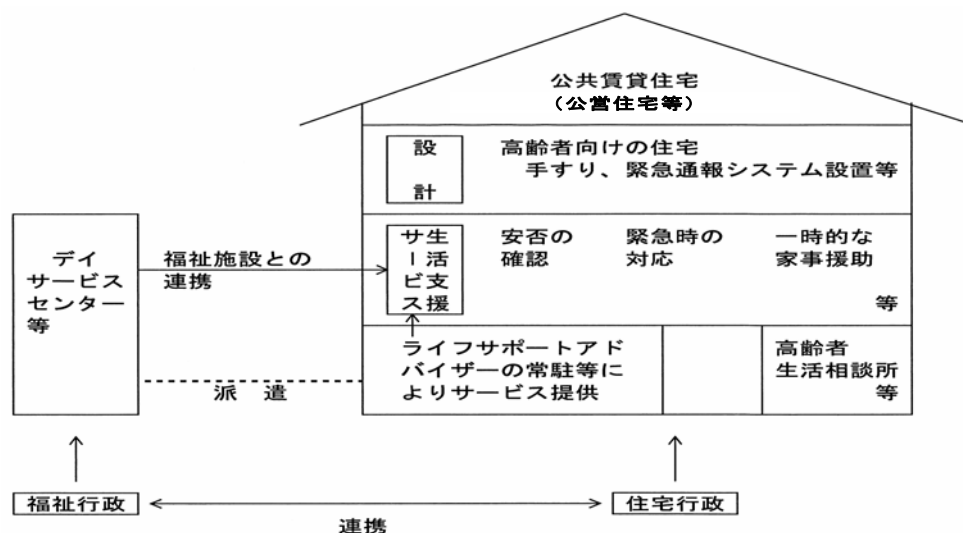
- 公営： 公営住宅
- 改良： 住宅地区改良事業により整備された住宅
- 地優賃： 特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅
- 公社： 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅
- UR： URが供給する賃貸住宅

シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要  
(概念図)



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の person 費について助成を行う。

(関連ホームページ)

シルバーハウジング・プロジェクト

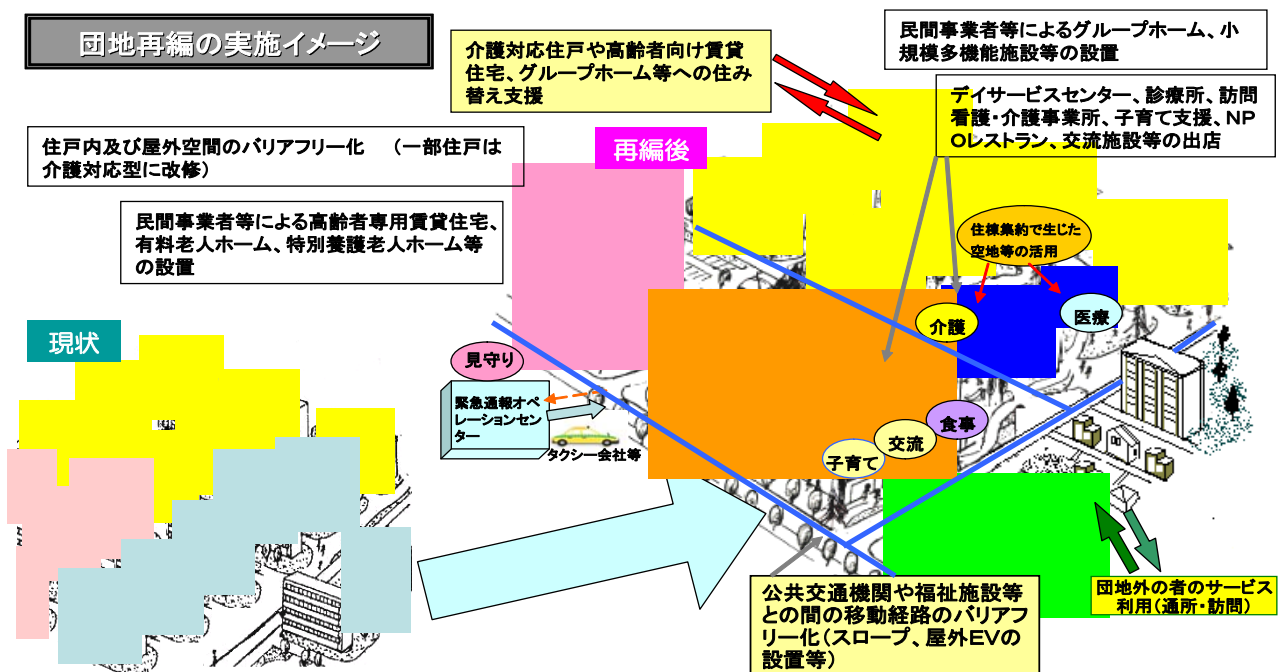
[http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07\\_02\\_05.html](http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html)

## 安心住空間創出プロジェクト

### 1. 目的

厚生労働省施策と連携し、高齢者等ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公営住宅団地やUR都市機構賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する。

### 2. 施策概要



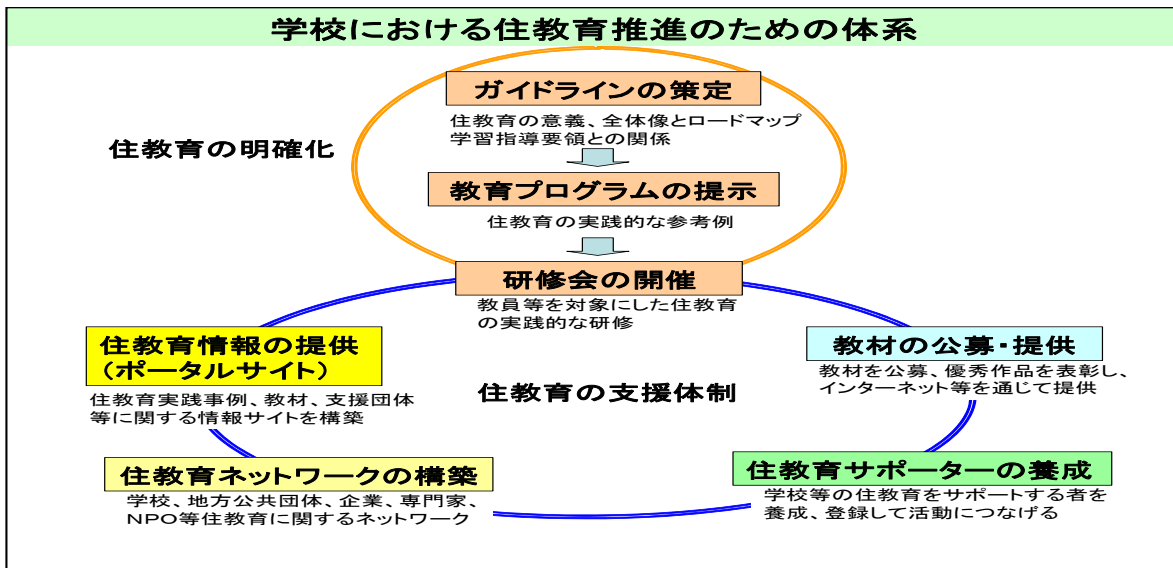
## 住教育の推進

### 1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



### 2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成22年度においても、平成21年度より引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyyouiku/index.html>



建材・住宅設備産業取引ガイドライン

1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

2. ガイドラインの目的

- (1) 多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

建材・住宅設備産業取引ガイドラインの改訂（主な追加事例等）

見積	発注
<p><b>【問題ある事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○見積と異なる数量の発注について、同価格を押しつけられる。</li> <li>○見積は何回か提出するが、先方からは口頭発注のみで発注書は出ない。価格も先方の指値を一時的に押しつけられる。</li> <li>○実際の発注量が単価見積時の数量より減少した場合や、設定変更のためにコストアップした場合でも、一時的に当初の見積単価を押し付けてくる。</li> </ul> <p><b>【ベストプラクティス事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○見積時に見積条件として、「納期」の大幅短縮・延期、「数量」の実測数量、「作業現場」での設備無償貸与、「廃材」の処理費用、「変更・追加」時の見積り請求、「手待ち」作業日の請求などを明文化して確認する。</li> </ul>	<p><b>【問題ある事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施主の要望などの理由での追加工事については、自社から見積書を出す、発注書が交付されず、追加費用が支払われない。</li> <li>○追加工事の見積を出しても、価格と支払は最後まで決まらない。工事が終わってから取引の証拠として注文書がくることもある。</li> </ul> <p><b>【ベストプラクティス事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子商取引を推進しており、契約から請求書までの電子化を行っている。電子化することで親事業者と下請事業者の両者に正確・迅速化等の幅広いメリットがある。</li> </ul>
支払	下請事業者への要請
<p><b>【問題ある事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○下請事業者以外の者の作業時の破損などの理由により見積や精算書なしで一時的に減額されたことがある。</li> <li>○金型発注書が出るケースでも、半年くらい支払ってもらえないことがある。</li> </ul> <p><b>【ベストプラクティス事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支払期日を厳守するため、納品から支払計上までの所要日数を双方で確認できるシステムを導入した。これにより支払期日が厳守され、チェックミスによる計上漏れも防止することができた。</li> </ul>	<p><b>【問題ある事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親事業者にほとんどの資材等の購入先を強制的に指定される。</li> <li>○親事業者に所有権のある金型を数年間保管するが、処分時の費用しか負担はしてもらえないなど、金型の保管費用、補修費用、処分費用を負担しない。</li> </ul> <p><b>【ベストプラクティス事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゼネコン・ハウスメーカー・ビルダー等の要請を受けた親事業者より、頻繁に仕様変更が繰り返されるため、生産を中止された部品の金型が相当数上がるが、どうしても残す必要がある金型を除き廃棄するとともに、金型を残す場合については、親事業者が保管料を支払っている。また、当初の発注の際に、金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれている。</li> </ul>

（関連ホームページ）

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/20100630004/20100630004.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/100630ShitaukeGuidelineDecision.htm>